

平成25年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年9月18日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
企画課長	相浦勝美	住民課長	一ノ瀬清雄
保健福祉課長	堤正久	長寿社会課長	片渕敏久
生活環境課長	小野弘幸	水道課長	荒木安雄
下水道課長	赤坂和俊	産業課長	赤坂隆義
農村整備課長	嶋江政喜	土木管理課長	小川豊年
建設課長	岩永康博	会計管理者	岩永信秀
学校教育課長	北川勝己	生涯学習課長	本山隆也
農業委員会事務局長	大串玲子		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	吉岡正博
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 前田弘次郎議員

1. 路線番号a1002高町百貫線の現状について
2. 婚活のその後について
3. 災害放送の現状について

2. 大串弘昭議員

1. 空家対策について
2. 農業用深井戸について
3. 六角川二線堤塘の撤去について

3. 井崎好信議員

1. 職員の人材育成について
2. 自主財源の確保について
3. 土地改良事業について

4. 溝口 誠議員

1. 学童保育について
2. 給食アレルギー対策について
3. 救急医療情報キットについて
4. 農業の六次産業化の取り組みについて

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝口誠議員、大串武次議員の兩名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名であります。

通告順に従い、順次発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告したとおり、大きく3項目について一般質問させていただきます。

質問に入る前に、6月議会において、有明南小学校の通学道路について質問しました。早速県のほうから見えられて、通学道路の再点検をしていただき、ありがとうございました。有明南小学校の校長先生も大変喜んでいらっしゃいました。

では、大きい項目1の高町百貫線の通称峠の部分による朝の通勤時間帯の渋滞の状況についてお伺いします。

実はこの質問は、6月議会で既に質問をしています。当時、担当課長からは、峠の渋滞は、国道207号線の拡張工事による渋滞を避けるために、峠を越えて通行し、渋滞を起こしている現状と答えられたと思います。

そこで、峠を下り、室島の信号がある交差点で現状を見ましたところ、約半数以上が大町方面か直線に進行しているものと思いますが、いかがでしょうか、担当課長にお伺いします。

○岩永康博建設課長

町道高町百貫線の朝の通勤時間帯の交通量についてお答えをいたします。

深浦地区の国道207号、百貫橋交差点から室島南交差点まで2,500メートルについては、現在4車線化の工事が行われております。それで、ソクトから室島南交差点までの約930メートルがまだ未整備で、現在拡幅工事が行われている状況です。それで、通勤時間帯を見ますと、上り車線が渋滞をしております。そのため、6月の議会で申したように、高町百貫線が迂回路的になっておりまして、通行量が多くなっていると考えております。ことしの5月31日に7時から9時までの間で交通量の調査をしました。それで、車両が650台通りまして、高町方面には426台、それと百貫方面には224台が通っております。

それで、この国道の4車線化工事が平成26年度を完成目標として現在工事が進められておりまして、完成後には交通の流れが変わると思われまますので、高町百貫線の交通量の変化を今後注視をしていきたいと考えております。

○前田弘次郎議員

実はけさもこの峠の道路で、朝7時でしたか、交通事故が発生しております。幸い、人身事故は起きておりません。物損事故だけで終わっております。この路線は、有明南小学校の通学道路でもあります。現在の状況では、国道の工事が完成しても、交通

量は余り変化しないのではないのでしょうか。子供たちをいかにして交通事故から守り、安全に通学してもらうためには、交通量を減らすことが必要だと思います。交通量の減少に伴い子供たちの事故に遭う危険度も減少すると思いますが、学校教育課長、いかがでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

高町百貫線につきましては、やはり交通量が大変多いということで、朝の通勤、それと通学と重なって、大変事故が心配されるところでございます。歩行者と車両が分離された歩道の確保が望ましいところでございますけれども、現実的には地形的に大変困難な状況かと思っております。地域住民の生活もございまして、生活道路から自動車を全て排除するというのは大変困難だと思っております。

昨年度、南小学校の周辺におきましては、ドライバーに対しまして学校の周辺である、また子供が多いということで注意喚起のための「学童に注意」の看板の設置をいたしております。また、スクールゾーンのマーク、交差点、横断歩道付近に「スピードを落とせ」などの路面標示を行って、交通安全対策を講じたところでございます。

今後につきましては、やはり国道の4車線化の早期完成、それとドライバーのマナー、それと自動車の速度をいかに落とさせるかなどの対策が必要かと考えております。

○前田弘次郎議員

同じ質問になりますが、教育長の見解もお願いします。

○江口武好教育長

高町百貫線というのは、非常に生活といいましょうか、そういうものに周辺の住民の方には密接した関係があるのかなと思っております。それで、児童・生徒の交通安全、生活安全というのは、学校教育におきましてはもう最優先の課題でもございます。ただ、その道路について、子供たちをどういうふうにして学校に登校あるいは下校させるかというふうにかえ考えたときに、教育委員会の構えとしましては、交通量を云々というよりも、まずは先ほど朝650台とかというようなこともあっておりましたけど、そういう車の多いところを通らない登校の方法をやっぱり一つ考えると。ですから、全てが迂回路といいましょうか、そういう方法も考えながら、いかに有明南小学校の校舎のある方向に子供たち自身が安全に横断をしていくのか、そういうことも考えなくていけないと思っております。ですから、ちょっとくどくなりますけど、教育委員会の構えとしましては、子供たちに、何ていいましょうか、非常にストレスもあると思っておりますけど、いかに交通ルール、マナー、みずからの命を守るか、安全に登校、歩行ができるのか、その辺は力をつけるのが教育委員会としての構えではないかなと、そのように考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

では、この峠の道をどのようにしたら交通量を減らすことができるか、私なりに考

えてみました。峠を越えるのではなく、トンネルを掘って交通量の減少につなげては
いかがでしょうか、担当課長にお伺いします。

○岩永康博建設課長

交通量の減少についてお答えをいたします。

対策については、2点ほどあると思っております。

それで、第1点目については、先ほど申しましたように、国道207号の4車線化工
事が完成すれば交通量の流れが変化するものと思われまますので、事業の早期完成を国、
県へ要望をしていきたいと考えております。

それと、2点目、先ほど議員おっしゃった坂田深浦間のトンネル事業、これについ
ては3町合併の中でも協議をされたという経緯がありまして、その後も町議会で町道
室島久治線の県道昇格とを絡めて事業の推進ができないものかという討議がなされて
おります。

町道室島久治線については、平成20年3月に県道白石大町線に昇格をしまして、平
成20年5月26日に有明南小学校、それにわかば保育園、地元住民の交通安全等、坂田、
深浦地区の活性化と町内の均衡ある発展のためにということで、坂田深浦間隧道建設
に関する要望書が有明南地区の区長より提出をされております。それを受けて、5月
30日に国道207号と県道白石大町線のトンネル事業による整備を武雄土木事務所へ要
望しております。

県においては、事業推進については十分に審議がなされていると思っておりますが、現在、
深浦地区の国道207号は4車線化工事が行われておりまして、さらに有明海沿岸道路
が接続をするようになっております。坂田深浦間のトンネル事業については、町の道
路網の基幹となる国県道の整備が現在されている中で、交通安全とか地域活性化を考
慮し、県と相談しながら検討をしていかなければならない問題だと考えております。

○前田弘次郎議員

トンネルをつくることで、第1に、峠の交通量は減り、子供たちを交通事故から守
ることができます。第2に、現在塩田工業高等学校や鹿島高校、鹿島実業高校などに
自転車通学されている生徒も峠を越えることなく平道を通学することができます。第
3に、現在の峠の狭い箇所での離合時の交通障害の減少にもつながると思っておりますが、
町長はいかがでしょう。

○田島健一町長

ただいまの前田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

この高町百貫線につきましては、6月議会でも今質問があったように、なかなか狭
い中で交通量もある、歩行者もあるということで、どうにかせんといかんやろうとい
う御質問でございました。

トンネルという話もございますけれども、なかなか現時点において町道をトンネル
事業化するというのはなかなか厳しいものがあるかというふうに思います。

先ほどから建設課長が答弁いたしましたように、現在国道207につきましては4車

線化の工事が進んでおります。ことしは原田跨線橋も完成いたしました。207の4車線化につきましても、平成26年度には完成というような話を聞いております。さらに、時期的なことは明確には申せませんが、有明沿岸道路につきましても、この深浦の207に接続するのではないかというふうに思っております。そういうことで、いずれの国県道が完成してまいりますと、国県道の交通量や流れだけでなく、それに接続する町道についてもいろいろ流れや交通量も変わってくるんじゃないかなあというふうに思っております。

そういった中で、先ほどから言われておりますこの高町百貫線につきましても、鹿島地区、深浦地区から北方、武雄のインターであるとか、大町方面への通行には最短の距離になるかと思っておりますが、そのトンネル化ということではなくて、まずもっては現在の交通量がどうなるかによっては、県道白石大町線というものが現在207の室島の向こうでタッチをしているんですけども、そのルート変更等々含めたところで議論をさせていただきたいなあというふうに思います。

そういうことで、ある程度国県道が整備がされ、完成し、供用の状況を見ながら、県とも相談をして、検討してまいりたいなあというふうに思っているところでございます。

○前田弘次郎議員

白石町が合併する前に、ある議員の方がこのトンネルの提案をされていたかと思いますが、今後は私がかかわって提案をしていきたいと考えておりますので、県のほうの要請もよろしく願います。

次に、大きい項目2の婚活の現在までの現状について担当課長にお伺いします。

○相浦勝美企画課長

婚活事業のその後、現在の状況についての御質問でございます。

現在、婚活事業実施のため、婚活事業検討会を町内に組織をいたしております。実際の取り組み方法等について、調査研究を進めているところでございます。

幾つか申し上げますと、まず行政が直営で相談所を設置して運営ができないのか。進んで取り組んでおります武雄市、伊万里市、みやき町などの担当者に直接話を聞いております。

また、民間事業者への委託あるいは連携の方法はあるのかということで、八女市、筑後市、広川町の広域組織、八女・筑後結婚サポートセンター運営協議会への視察、研修を実施をいたしております。

さらに、社会福祉協議会の単独事業として出会い応援事業を行っています神埼市の社会福祉協議会へも聞き取り調査を行っています。

さらに、まちおこし運営委員会の中の異業種間交流というのがあります。JAの青年部、漁協の青年部、商工会の青年部あるいは青年実業界の皆様をお願いをいたしまして、イベント等を開催してもらい、出会いの場を設ける方法はないのか、そしてまたさらにその経費を補助する方法はあるのか、ないのか、さまざまな検討を加えている状況でございます。

来年度予算編成の時期ぐらいいまでは、実際の取り組むべき婚活事業を取りまとめたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

8月31日付の日本経済新聞の1面に記載されておりましたが、政府が少子化対策として若い人たちの婚活の支援に乗り出します。各地の自治体が手がける見合いパーティーや婚活イベントに来年度から補助金を出すとありましたが、御存じでしょうか、担当課長、お伺いします。

○相浦勝美企画課長

議員御指摘の日経新聞は見えておりませんでした。同じ時期、時刻ぐらいに、8月29日西日本新聞に出ておりました。関連する記事がありました。

総務省の人口動態調査で、2012年度の出生数が5年連続の減少となった。少子化に歯どめが全くかかっていないということでございました。新聞で報道がっております。政府も、少子化の流れを変えることは喫緊の課題として、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を打ち出しているという報道がありました。私たちも未婚、晩婚化が進む中、本町でも婚姻率を上昇させ、少子化に歯どめをかけることが一番重要ではないかと思っています。ほかの多くの自治体でも婚活事業に力を入れ、若者の流出を防いで子育て世代をふやさない、町そのものが衰退すると危機感を抱いているところでございます。先ほども申しましたが、白石町としても早期に着手すべき事業の一つとして、婚活事業の実施を考えているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

新聞に記載された内容は、内閣府が来年度予算の概算要求に2億円を計上し、助成先は各都道府県から提案を募り、10程度の自治体を選ぶと記載してあります。早い段階から計画を練り、この提案に選ばれるような計画をしてはいかがでしょうか。

ちなみに、新聞に記載されていた婚活イベントは、商店街など地域ぐるみで男女に出会いの場所を提供する街コンとか、農村部では都市部の若い女性を招いて、農家の男性と畑仕事を体験しながら交流する企画などが記載されておりました。さまざまの方から意見を聞きながら、ぜひ白石町が選ばれる提案を考えていただきたいと思いますが、副町長、いかがでしょうか。

○杉原 忍副町長

婚活事業につきましては、個人のプライベートなこともございますので、その辺のことも考えて行っていかなければならないと考えております。先ほど企画課長も申しましたとおり、町においても町長の指示があり、検討に入っているところでございます。

内閣府の事業につきましては、今概算要求内容が公表されたところで、詳細についてはわかっておりません。詳細がわかりましたところで利用させていただければあり

がたいというふうに考えております。

ただ、この事業につきましては、一過性のイベントに終わることなく、地道な息の長い努力が必要かと思っております。そういうことで、先ほど企画課長申しましたイベントのようなものと相談活動のようなものを組み合わせて実施できたらいいなというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

次に、大きい項目3の防災放送についてお伺いします。

ことしの8月30日に特別警報の運用が開始されました。この特別警報について説明を、担当課長、お願いします。

○百武和義総務課長

お尋ねの特別警報につきましては、先ほど議員おっしゃったように、8月30日から運用が開始をされております。気象庁のほうでは、大雨、暴風、高潮や地震、津波等によりまして重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけられています。より甚だしい大雨や大きな津波等が予想をされ、重大な災害の危険性が高まった際に、特別な警戒を呼びかけるためにということで特別警報が発表をされるということになっております。

特別警報が発表された場合には、特別警報の対象地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。町民の皆さんは、屋外の状況や町の避難勧告指示等に留意し、直ちに命を守るための行動をとっていただくということになります。この特別警報が発表されますと、市町村は直ちに住民への周知の措置が義務化をされているということでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

この特別警報は、町が住民の方々への周知活動が義務化されています。10年に一度の災害を想定されていますが、実は一昨日の台風18号において、大雨特別警報が京都、滋賀、福井に運用が開始されて初めて発表されました。災害はいつ起こるかわかりません。その災害に備えるために準備をしとくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか、担当課長にお伺いします。

○百武和義総務課長

先ほど申し上げましたように、この特別警報が発表されますと、市町村は直ちに住民への周知の措置が義務化をされております。また、災害の発生が予想される場合には、その危険度に応じて自主避難を促す避難準備情報、それから避難勧告、それから避難指示を発令していくということになります。よって、白石町でも昼夜を問わずこういった情報を防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール、ケーブルテレビ、町のホームページ、広報車等を使って町民の皆さんにお知らせをすることになります。特に

携帯電話の緊急速報メールにつきましては、前の議会でも申し上げましたけども、NTTドコモ、au、ソフトバンクモバイル、この3社に登録をいたしまして、白石町におられる方皆さんに一斉にメールを配信するシステムでございまして、携帯電話をお持ちの町民全員に一斉にメールが送れるということで、非常に有効な伝達手段ということで考えております。

5月の県の防災訓練のときには、太良町のほうでこの携帯電話の緊急速報メールの訓練がなされましたけども、その結果として、約4割の方にメールが伝わっていなかったという結果を聞いております。その原因については、携帯をお持ちの方がこういったメールを受信するという設定にしておられなかったということで入ってなかったということを知り及んでおります。今後、このメールを受信する設定をしていただくように、町民の皆さんに周知を図っていきたいということで考えております。

また、昨年町内全戸に配布をいたしました避難判断マニュアル、また町報でも掲載をしておりますけども、町民の皆さんにはラジオやテレビ、こういったものの活用もお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

町民の方々から、よく放送が聞こえないという声が聞かれます。お年寄りだけの家庭では、家の中にいて放送が聞きづらいとか、何が起きているかわからず、心配でしょうがないなどの意見が聞かれます。また、以前の農協の無線放送がよかったなどの意見が出ていますが、いかがでしょうか、担当課長、お伺いします。

○百武和義総務課長

防災行政無線のことにつきましての御質問と思っておりますけども、防災行政無線につきましては、平成18年に整備を行いまして、これまで運用をしてきておりますけども、先ほど議員おっしゃったように、聞こえない、あるいは聞こえにくいなどの御相談があつておまして、そういった際には適宜調査などを行いまして、対応をしているところでございます。

しかしながら、特に最近実施をしております町長と語る会などで、この無線放送が聞こえない、あるいはハウリングを起こして聞こえにくいとか、そういった意見が多数寄せられているのも事実でございます。このことについては、町といたしましても、防災上の喫緊の課題ということで受けとめておまして、町内、役場内での検討を進めてはおりますけども、そしてまたまず職員のほうに防災行政無線の状況についてのアンケート調査等を現在実施をしておるところでございますけども、今後はどのような方向に持っていったほうがいいのか、町民の皆さんにも御意見をお聞きしながら、経費面、また財源等も含め検討を進めていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

災害時などは、家の中にいて雨が降っているときなど、特に放送が聞こえないのではないのでしょうか。ある自治体では、FMラジオを利用して、この特別警報に備えるところもあります。ラジオは各家庭に必ずあり、お年寄りも簡単に聞くことができます。町のほうではどのようにお考えでしょうか、担当課長にお伺いします。

○百武和義総務課長

先ほど検討しているということで申し上げましたけども、ラジオの活用についても話は一応しております。ただ、このシステムにつきましては、スイッチを入れていない状態、またほかの番組を聞いていても強制的に放送ができるというような特殊なものでございまして、今御家庭でお持ちのラジオをすぐに活用できるというものではございません。そういったことで、神奈川県茅ヶ崎市、それから県内では佐賀市のほうでもこういったラジオの開発を行っておられるところがございます。ただ、もう全国でも幾つかしかこのラジオの活用についてはまだ取り組んでおられないという状況でございます。ただ、先ほど言われたように、ラジオについては、もう停電した場合でも情報をいち早く取得できるということでございますので、非常時の必需品ということでは、ぜひ非常時の持ち出し品の中に準備をしていただきたいということでは考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

一つの事例として、私が住んでいる深浦地区では、放送が鮮明に聞こえます。白石町の放送ではなく、鹿島市の放送です。家の中にいて、鹿島市のサイレンは鮮明に聞こえてきます。白石町のスピーカーは鹿島を向き、鹿島市のスピーカーは深浦を向いています。そこで、提案ですが、塩田川から北に向けてスピーカーを設置されて放送されてはいかがでしょうか、担当課長にお伺いします。

○百武和義総務課長

深浦地区でことしに入って聞こえないということで御連絡をいただきまして、早速担当者が現地のほうに出向いて、試験放送を行いながら状況の確認を行いました。そのときには、聞こえないということではなくて、一応聞こえはした状況でございます。ただ、屋外スピーカーでございますので、ちょっと離れたところでは風向きによっては聞こえにくいというところもあるようでございます。今後も防災行政無線の聞こえづらいところについては、より聞こえるように調整を行っていきたいというふうには考えております。先ほど申し上げましたように、今後の対策を進めていきたいということで考えております。

○前田弘次郎議員

今後の町としての考え方がありましたら、副町長、お願いいたします。

○杉原 忍副町長

それでは、災害の情報伝達についての御質問でございますけども、情報の伝達手段というのは、一つでなく複数であったほうが良いというふうに思っております。例えば、今お話に出ましたように、家の中におりましたら、防災行政無線、屋外スピーカーは聞こえませんが、家にいても停電等がしますと、パソコンでのホームページ、あとはうちのテレビによります行政放送も見ることができません。また、携帯も近くに置いていなければわかりません。いずれにいたしましても、一つの手段で完璧なことはできないというふうに考えております。現在の屋外にあります防災行政無線を生かしながら、それをカバーする仕組みというものを今後つくってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○白武 悟議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時07分 休憩

10時25分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。大串弘昭議員。

○大串弘昭議員

それでは、私は、今回3項目にわたって通告をいたしておりましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めの空き家対策の件でございます。

白石町内にはたくさんの空き家が見受けられますけども、その中でも特に以前から放置をされている危険な家屋についてを主にお尋ねをいたしたいと思っております。

このことについてはなかなか思うように進展をしていないことから、多くの町民の皆様方から苦情や、あるいは要請が寄せられていると思っております。この取り扱いについては、個人財産の関係でもあり、町自身も大変苦慮されてきたと思っております。そのようなことから、県内各市各町がどこでも同じ問題等掲げており、共通するテーマということで、昨年関係ある4市4町が協議会を設立し、内容を十分に研究、精査しながら、白石町においては昨年12月議会に諮り、白石町空き家等の適正管理に関する条例を制定、公布されております。

そこで、担当課長のほうに条例に従ってお尋ねをいたします。

1項目めに上げておりますところの町は把握をされている軒数はどのくらいあるのかということでまずお尋ねをしたいと思っております。

○百武和義総務課長

町で把握されている空き家の軒数という御質問でございます。

空き家につきましては、昨年平成24年7月に駐在員さんのほうに調査をお願いをいたしております。調査につきましては、住宅だけではなくて、事務所や小屋など空き家になっている建物はということで調査をしております。その結果、町内には221軒の空き家がございました。

以上です。

○大串弘昭議員

今7月24日に駐在員さんを通じて調査をされたということでございますが、この件について町独自の調査をされたのか、その辺についてはどうでしょうか。

○百武和義総務課長

空き家について、町独自で町内を回って調査ということはいたしておりません。

○大串弘昭議員

では、今日の空き家はふえてるのか、その辺のところについても町自身ではおわかりにならないのでしょうか。お調べになってるのでしょうか。

○百武和義総務課長

はっきりした数字はつかんではおりませんが、空き家についてはだんだんふえているという状況ではあると思っております。

○大串弘昭議員

それでは、別の点からお伺いしますけども、今空き地とか、あるいは空き家の固定資産税の課税のほうはどうなっているのか、税務課長、お伺いします。

○吉原拓海税務課長

固定資産税におきましては、空き家でも納税義務者、納税管理人がおられますので、そこに適正なる課税を行って、納税をしてもらっているというような状況でございます。

○大串弘昭議員

それでは、2点目のほうに入りますけども、特に危険な空き家については、町の皆様からの情報、そういったものが町のほうには寄せられているというふうに思いますが、その辺の状況はどうでしょうか。

○百武和義総務課長

昨年12月に条例を制定をしていただきまして、今年4月1日から施行しておるわけ

でございますけども、4月1日以降に町の総務課のほうに相談があった件数は、6件の相談がっております。

以上です。

○大串弘昭議員

それでは、そこに3点目にも上げていますけども、そういった危険が空き家について、直接所有者に会って、助言や、あるいは指導されてることがあるのか、その対応についてはどうでしょうか。

○百武和義総務課長

先ほど議員もおっしゃいましたけども、本来民間の空き家につきましては、町の管理権限が及ばない財産ということで、民法上は所有者が適正な管理をしなければならないということになっておりますけども、ただ町民の方が危険な状態と思われる空き家については、町に情報提供ができるようにして、それを受けて町が所有者や空き家の危険度を調査をいたしまして、条例に基づいて助言、指導、勧告を行うということになっております。

まず、条例に基づき指導等を行うには、空き家が危険であると認める必要があります。これについてはさきの議会のほうでも御質問いただきましたけども、判定委員会のほうも立ち上げながら、それとあわせて判定の基準も作成をして、危険度の判定をしていくということで申し上げておりましたけども、これはちょっと県内もそうでございますけども、ちょっとおくれておまして、今委員会の設置について、基準づくりとあわせて今準備を進めている段階でございます。

そういったことで、今現在条例に基づいた助言、指導を行った実績はありませんけども、先ほど6件相談があったということで申し上げましたけども、担当者の目で見ると危険と思われる空き家につきましては、まず所有者の方を調査をいたしまして、その持ち主さん、またその御家族の方に適正な管理をお願いするということで進めておりますけども、なかなか所有者の方、またその御家族の方に連絡がとれない状況もありまして、苦慮をしているという現状でございます。

以上です。

○大串弘昭議員

なかなか進展しない、難しい問題だと思いますけども、条例の中には代執行の件も入っております。今ただいま6件というふうな家屋が非常に危険なところだということでございましたけども、今後そういったものについてはなかなか今適正な管理でお願いしているというふうなことで進まないということでございますけども、もしも今後代執行する場合には、これはもう法に基づいて手続を踏んで行うことになると思いますけども、その手順についてはどのようになさるのか、その件についてお尋ねします。

○百武和義総務課長

条例に定めておりますこの体系について申し上げますと、まず住民の方からの情報提供をいただいて、その後所有者や危険度の実態調査、その後危険家屋であれば助言及び指導を所有者に行うと。それでも聞いていただければ勧告を行う。それでも聞いていただければ命令を行う。それでも聞いていただければ氏名の公表を行う。その後、所有者の方、対応していただければ代執行という流れになりまして、非常に手順としては長い期間がかかるということになっておりまして、おとこの佐賀新聞のほうにも掲載をされておりましたけども、個人の空き家は個人の財産であり、代執行には慎重な判断が必要になるため、これまで代執行に至ったケースはないということで、県内のほうでは代執行の例はまだありません。そういったことで、非常に解体というところまで行くのには非常に長い期間がかかるのかなということで考えております。

以上です。

○大串弘昭議員

そういった中で、昨日の佐賀新聞の紙面にも載せてありましたけども、なかなか自治体では限界があると。法律の制定の動きというようなことで、今自民党あたりでも、与党でもそういった空き家対策に関する法律をつくろうというふうな動きがあるようでございます。そういうふうなことで、県内今14市町で制定をされているそうでございますが、そういった横の連携とか、連絡とか、そういった協議会等がございましたら、またそういった動きが見受けられることがありましたら、御紹介いただきたいと思っております。

○百武和義総務課長

ただいま申し上げましたように、県内の各市町、非常に苦慮をされているということから、県のほうで8月に県内市町の担当者会議を立ち上げられました。今後、そのときには第1回の担当者会議があったわけでございますけども、この後は地域ごとに県の主催で会議を開いていくということで計画をされております。本町といたしましても、こういった動きを非常に期待をしております。他町の状況等見ながら進めていきたいということで考えております。

以上です。

○大串弘昭議員

そういうことで、なかなか今代執行に至るといふふうなところの物件はないのかなという考えをいたしておりますけども、今までこれは条例を制定する前、あるいは制定後でも結構ですが、そういった解体整理をされたところがあるのか、その辺のところがあったら御紹介いただきたいと思っております。

○百武和義総務課長

今年4月1日以降についてはまだ解体の例はございませんけども、条例施行前、昨年度平成24年度で5件の相談があつておりました。このうち2件につきましては、所

有者が判明をしておりましたので、所有者の方に連絡をいたしまして、この2件については解体をしてもらったという例もあります。

以上です。

○大串弘昭議員

条例化をするということは、それなりの目的あるいは緊要性と申しますか、そういったものがあって条例を制定をするわけでございまして、それなりのやはり行動を起こし、事業の本来の結果が効果がひとつできるように、ぜひとも今後とも前向きにひとつ進めていただきたいということをお願いいたします。

では、この項を終わりにして、2項目めに入りたいと思います。

2項目めの農業用の深井戸についてお尋ねをいたしております。

まず、町長にお尋ねをいたしますけども、深井戸の歴史を探ってみますと、昭和33年、白石平野は大干ばつに見舞われました。それがきっかけとなり、100本を越すような深井戸が掘られているんじゃないかと思いますが、その後も10年周期で干ばつに見舞われております。平成に入ってから、1年間で1,600万トンもの地下水をくみ上げた年もありました。それは昭和32年に完成した佐賀平野の水がめでもあります北山ダムの貯水量1,500万トンにも匹敵する水量でした。その結果として、白石平野はその反動でものすごい地盤沈下が発生をいたしました。その沈下量につきましてはあえては申しませんが、白石町の公共施設を初め、田畑、個人の住宅等、農家、非農家を問わずに多大な被害をこうむりました。そのことから、関係者あるいは先人たちの血のにじむような御負担や御苦勞をおかけして、総事業費1,780億円もの巨費を投じて、白石平野の水がめでもある嘉瀬川ダムが、約半世紀を経て、昨年念願かなって完成いたしました。そして、本年度からいよいよ本格的な送水が始まりましたけども、特にことしの夏は天候不順で、7月期の降雨量は157ミリといった大変な渇水でございました。ふだんなら既設のため池や地沈水路の用水もいち早く干し上がって、地下水に頼るところでございましたけども、嘉瀬川ダムのおかげで順調に配水がなされました。

そこで、町長は、今日の現状を見て、深井戸の存在いかんをどのように捉えられているのか、二度と地盤沈下を起こさないためにも、早急に廃止に向けて結論を出すべきでないかと、そのように思いますが、この辺の御見解を賜りたいと思います。

○田島健一町長

大串弘昭議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

先ほど言われましたように、嘉瀬川ダムが完成して2年経過して、去年は試験通水ということで6月から入ったわけでございます。ことしから本格的な配水が行われているわけでございますけども、それ以前にはたくさんの方の深井戸がございました。町、私どもの調べた中においては、上下水道、農業用水含めまして141本の井戸があったわけでございます。特に農業用水につきましては、このうちの121本が農業用水であったということでございます。

昨年からの試験通水、またことしからの本格通水ということで、深井戸の役目は終

わったのかなあというふうに思いますけども、若干ことしにおいても稼働した実績はあるところがございます。

しかしながら、先ほどお話がありましたように、地盤沈下がこれで終わったのかどうかというのがまだ未確定なところもでございます。まだまだ数年においては地下水、深井戸もすぐさまなくすということではなくて、様子を見るということのも一つあるのじゃないかなあというふうに思っております。将来的には廃止というか、撤去という方向に行こうかと思っておりますけども、当分は様子見というところもあるんじゃないかなあというふうに思っております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

今将来的にはというふうなお話でございましたけども、今年度の嘉瀬川ダムの水がこちらの町に今流れてきたのが8月いっぱいでは700万トンぐらいではないかなというふうに思っておりますが、嘉瀬川ダムの白石平野に給水できると申しますか、受水できる水の量は2,200万トンぐらだと聞いておりますが、十分に余裕があるんじゃないかなと思っております。

そういった意味からいっても、やはり今の今年度の稼働の状況を聞きますけども、そういったことしの渇水、干ばつの状況から、こういったまだ水の余裕があるというようなことであれば、やはりその辺のところをきっかけとして、何らかのときに廃止の方向を打ち出したらというふうな思いでございますが、その点についていかがでしょうか。

○田島健一町長

深井戸のことでございますけれども、先ほどの議員からのお話ありましたように、4月から8月までに約700万トン弱のダムからの水が来ております。去年の実績、9月から3月までのいわゆる非かんがい期といたらおかしいですけども、その残りの期間の昨年の実績をことしの夏の実績を加えますと、年間800万トンを超えるような水需要になるんじゃないかなあというふうにも思っております。これは先ほどお話がありましたように、平成6年、大干ばつ、そのときに地下水用水を1,500万トン以上地下水をくみ上げております。年平均においても三百数十万トン、400万トン弱の地下水用水でございましたので、それに比べますと、ことしは年間800万トンを超えるような嘉瀬川ダムからの水が来るということで、もう今までの地下水用水の倍近い水をことしは使うようになるんじゃないかなあというふうにも思っております。

そういった意味で、もう深井戸の役目は済んだんじゃないのかなあというふうなお話でございますけれども、私は、ことし本格通水をされたわけでございますけども、去年からそうでございますけども、少し田んぼが湿田化してるんじゃないかなあという気持ちもないでもない。これは地下水をくみ上げなかったから、深井戸の水位は上がるかもわかりませんが、地表の中の地表の水位が上がったかどうかは定かではありませんけども、皆さん御承知のとおり、議員さんたちも御承知のとおりと思っておりますけども、水道の水をかえたということから縫ノ池がよみがえったということござ

いまして、農業用水、深井戸を一切使わないとなれば、深井戸の水位も上がってくるでしょうし、ひょっとしたら表面の地表水の水位、地表面の水位についても上がってくる可能性もあるんじゃないかなろうかなど。そういったときに、次の手を打つことも考えにやあいかなかもわからん。そういったことからすれば、先ほど私、答弁申し上げましたように、もう少し調査等をしながら、様子を見ながら、深井戸の廃止とか、撤去とか、そういったことに持っていったほうがいいんじゃないかなあというふうに思っているところでございまして、数年はいろんな調査をさせていただきたいなあというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○大串弘昭議員

今の白石町の現状を見ておりまして、人口がものすごく減少しております。そういったところを早く白石町は地盤沈下の町だというふうな暗いイメージを早く脱却させる、これも必要じゃないかと思うんです。そういったことで、中小企業なり、あるいはいろんな若い人たちがこちらのほうに宅地、家をつくって進出をしてこられるような、そういうふうな環境整備もこの地下水と申しますか、地盤沈下と一体となったもので、今までなかなかこういったものも住んでこなかったというふうな要因もあるんじゃないかなど。やはりこちらのほうに企業を要請しても、いやあ、もうちょっと地盤沈下するけん、ちょっと白石にはというふうな声がたくさんありました。そういったことも早く払拭して、そして環境整備と申しますか、住環境、生活環境、そういったものをつくり上げて、白石町にも人口がふえるようなことも一つこれにはつながっているんじゃないかなというふうな思いもいたしましたものですから、そういうふうなお話もしたところでございます。

それでは、担当課長のほうに、個々にわたってお伺いしておりますので、1点目には町長のほうからも御答弁いただきましたけども、町内の深井戸は正式何本今掘ってあるのか、農業用とか、あるいは別のほうの井戸もあるようでございますが、その点についてお伺いします。

○嶋江政喜農村整備課長

町内の深井戸の件数ということで、さっき町長の答弁にもございましたけど、本年の8月末現在です。上水道、工業用水、農業用などの県が調査対象としている件数、これが141件、うち農業用深井戸は121件ということになっております。

農業用深井戸の121件の実態ということでございます。一応廃止状態、例えば管理がもうできておらず、すぐに稼働できない、廃止状態及び電力等は切っておりますが、つなげれば稼働できる状態、要するに休止の深井戸が45件、それといつでも稼働できるという深井戸が76件ございます。

地域別では、白石地域が49件のうち、廃止及び休止の深井戸が30件、稼働できる深井戸が19件、福富地域36件のうち、廃止及び休止が8件、稼働できる深井戸が28件、有明地域が36件のうち、廃止及び休止深井戸が7件、稼働できる深井戸が29件という状況になっております。

○大串弘昭議員

今本数をお聞きしましたけども、2点目に上げておりますところの今年の深井戸の稼働状況、そういった本数等は、あるいは稼働の日数はどのようになっているのか、その点についてお伺いします。

○嶋江政喜農村整備課長

ことしの深井戸の稼働状況についてということでございます。

25年度、本年度に稼働している深井戸でございますけど、八平と第五干拓地区、それと新明地区の干拓地区でございますけど、これが9カ所、それと吉村地域の合わせて12カ所が稼働している状況でございます。

12カ所の累計の稼働時間でございますけど、492時間稼働をいたしておりまして、用水量は6万9,000トンということであります。

○大串弘昭議員

今お聞きしましたけども、ほとんどのところ、一部事情があつて干拓地内を除いてはほとんど稼働されてない現状かとお見受けしますけども、これは非常に喜ばしい限りでございます。

今ちょっとお話を伺った件で、干拓地内にはことしのような干ばつときには、やはり塩害が出てくるというふうなことで、そのために深井戸を上げるというようなことは以前からもなされておったようでございますが、やはり今後とも塩害対策についてはどのような方法で臨んでいかれるのか。今、干拓のほうにも嘉瀬川ダムの方は水は参ります。そういったところで、そういったもので改善をする方法がないのか、このままの状態ですつと深井戸に頼って塩害対策をされるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○嶋江政喜農村整備課長

さっき議員がおっしゃったとおりに、干拓地区については塩分濃度が上昇したということで一応稼働されております。稼働時期についても、6月上旬から中旬にかけて稼働がなされております。

それで、今後このポンプを、深井戸を上げないでという話でございます。実は筑水というか、嘉瀬川ダムからの用水につきましては、正式にはかんがい期は6月20日から10月10日ということになっておりまして、6月1日から6月20の間は田植えの準備用水ということで、全体で190万トン、うち白石町が130万トンの水しかもらえないというふうに今のところはなっております。これが昭和35年の作付体系で決められておりまして、実際今の作付体系とはもう全然違う体系になっておりますので、6月20日まではほとんど田植えが終わってしまうという問題がございまして、今現在田植えの準備用水の用水量の変更か、もしくはもう通常の6月1日からかんがいの通常の用水にしてくださいということで、一応国のほうにはもう一回嘉瀬川ダムとの国交省と協議をしていただけないかということで、今のところ要請はいたしております。

ただし、それがすぐ要請がして変わるかどうかはちょっと今わかりませんが、その間はどうしても用水量が田植え準備用水というのがもう限られていますので、塩分濃度の対策については、ことしみたいにかんがいというか、天候がよくて続くようであれば、ポンプをその塩分濃度を希釈するために上げるのはいたし方ないのではないかなということ考えております。ただし、それをなるべくしないように、今後とも国のほうに一応働きかけをしたいということ考えております。

○大串弘昭議員

そのようなことをぜひ改善策を図っていただきたいというふうにお願いしておきます。

今ずっと以前からもう30年も40年もあるような深井戸でございまして、そういったところで自発的に自分たちのところではもう工事とか、あるいは維持管理ができないとか、そういったことでもう既に撤去をされたところが何件かあるかと思いますが、そういったところを御存じあればお伺いします。

○嶋江政喜農村整備課長

廃止された、地元で深井戸を撤去されたというちょっと件数までは把握をしておりますが、数件あつてのは事実でございます。ただし、その深井戸の廃止に対する費用については、今のところ地元の負担で撤去をされたということでございます。

○大串弘昭議員

それでは、その件に関係いたしまして、そこに3点目に上げておりますけども、廃止をする場合には町の助成はあるのかということでお尋ねをいたしておりますけども、今ちょっとお話を聞いておりましたら、今日電源も切って全く稼働していないものと、あるいはいつ何どき非常用のためと申しますか、そのままの形で放置をされてるものというものもあるかと思っております。いずれにいたしましても、今後新規水源もはっきりしためどが立ったわけでございますので、廃止の方向になるかと思っておりますけども、そのときに町の助成をするのか、しないのか、この辺について廃止の指導方法をどのように考えておられるのか、この点については早く結論を出していただきたいなと思っております。と申しますのは、既にもう何年もほったらかしてるところについては、やはりこの際もう撤去をしようというふうな話もあちらこちら聞いてまいります。そういった意味で、町の方針を早く決めていただければなという思いですが、その点についていかがでしょうか。

○嶋江政喜農村整備課長

深井戸の廃止するときに町の助成ということでございますけど、現在数件廃止をされたところについては、地元の負担でやられたということもございまして。

それと、さっき話も出ておりましたけど、非かんがい期、要するに裏作で付近の地下水が上昇してるんじゃないかというふうな、裏作をして、田面が乾きにくいという話も出ております。それで、その対策として、基本的には全て廃止するというのが

基本であります。筑水事業はあくまで地下水から地表水へ水源転換をするという目的でございますから、全廃するのが当然だと思います。しかし、地表付近の地下水の上昇ということによる湿田化、その対策をどうするかということで、今現在国のほうにも調査をしてもらうように今依頼をいたしております。その状況を見て、幾らかは残さざるを得ないのかなということと、深井戸そのものの管理は基本的には地元の所有でございます。それで、そこら辺の撤去に対する費用等のことでございますけど、県とも一応協議はいたしております。ただし、補助事業ではできないということございまして、その助成についても今後残す井戸もあるかもわかりません。だから、そこら辺も含めて早急に検討しなければいけないのかなということで考えてはおりますけど、今のところ助成をすることで申し上げるということは、ちょっと今の段階ではできかねる状況ではございます。

○大串弘昭議員

私が申し上げたのは、もう既に解消したいというふうなところがあって、それはもう自分たちの組合の井戸ですから、実質的に自分たちの金でやるというのがこれは建前だと思います。ただ、早く撤去して、後から補助が出たわよというふうなことでは、やはりその辺のところをぴちっと統制をとってもらいたいというふうなことです。その辺のところはもう出せないなら出せないというふうなことをはっきり言ってもらえば、先々は補助のつくことなるかわからんというふうなことでは、いつまでたっても撤去できないし、その辺のところをこういうふうなものはもうはっきり出せないというふうなことで組合さんにはお願いするというふうな方法でもらうというふうなことをお願いしているわけです。その辺のところを一つお願いいたします。

○嶋江政喜農村整備課長

深井戸の撤去に伴います費用の助成の件については、今議員がおっしゃったとおり、早急に結論は出したいと考えております。現にもう地元で負担をして撤去されてるところもございますので、それを加味しながら早急に結論は出していきたいと考えております。

○大串弘昭議員

では、2項目めはもうこのぐらいで終わらしまして、3項目めの六角川二線堤塘の撤去について、この件についてお尋ねいたします。

担当課長に1の項目の撤去は可能かということでお尋ねをしておりますので、よろしく申し上げます。

この堤塘というのは、私ども、六角周辺には六角川の本川と、それに平行して走る二線堤塘が西郷、ほれから東郷、福吉、そういったところにあるわけです。中でも延長的にも一番長い六角橋から下流へ約1.5キロから2キロぐらいありますかね。そのように東郷地内には大きな二線堤塘があるわけでございます。この件につきましては、再三再四町を通じて国土交通省武雄工事事務所への要請も行ってきたところでございますが、また前回での一般質問の折にも、回答では、本川の堤塘改修後3年間経過を

すれば、撤去も可能であるとお話を伺っております。本川の改修は本年で3年を経過することになっております。また、ことしに入ってから、本川の一部であります、他事業と絡めて約200メートルの区間で撤去がされようとしております。このことから考えますと、当然この二線堤塘の存在価値というものもなくなるわけでございますが、その点から考えれば十分撤去は可能ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○小川豊年土木管理課長

御質問の東郷の二線堤の部分でございますけれども、議員おっしゃいますように、本堤の盛り土が平成22年度に完了をいたしております。盛り土完了後3年間は堤体が安定していないために、重要水防箇所として管理をされております。このため、もしものことがあればというようなことで二線堤が残されてきたわけでございますけれども、今年度でこの期間が終了をいたします。武雄河川事務所に問い合わせいたしましたところ、今後は二線堤としての機能は必要ないというような回答をいただきまして、撤去も可能であるということでございます。

○大串弘昭議員

撤去可能ということではっきりお答えいただきました。この件については、もう私も議員になりましてから再三旧町時代からもお願いしてきたわけでございますが、なかなか可能というような言葉は一回も聞いてございませんでした。そういうようなことで、大いに前に前進したのかなあというふうな思いでございます。きょうも関係者の方も話もされておりましたけれども、跡地についても、あるいはいろんなところでも協力ができれば、その地区の関係者でまた話し合ってみようというふうな話もございましたので、その辺のところもよろしくお願い申し上げたいと思います。

そこに2点目に上げていますが、沿岸道路との絡みでちょっと提案をしておりますけれども、いつやったですか、沿岸道路の促進協議会があるわけでございますが、その中でも現地道を改良すれば使用は十分だというふうなお話も伺ったところでございますが、この機会を生かして、ぜひともこういったことをしていただければ一石二鳥じゃないかなというふうな思いでございますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○岩永康博建設課長

沿岸道路の盛り土材に活用できないかということでございますけど、有明海沿岸道路整備事務所では、沿岸道の盛り土に使用する土砂の品質について、工事中の施工性のみならず、供用後の道路の安全性、走行性、維持管理に大きな影響を及ぼすことから、他事業等での建設発生土砂等の受け入れの際は基準が設けられております。その受け入れ基準については、まず強度に関する基準、環境に関する基準、それと土の性質、これは可燃性含有、悪臭、それと異物の含有、これの項目について基準を定めてあります。建設発生土等は、この基準を満たしまして、工事の工程、それと土量及び運搬の方法について協議した上で、調整が可能なものについて受け入れることとなっております。

六角川の二線堤防の撤去後の残土がこの基準を満たしておれば、さらに沿岸道路等

の工事の工程、それと土砂の運搬方法について調整が可能であるという条件等が整えば、有明海沿岸道の盛り土材としての活用ができるものと思われます。

以上です。

○大串弘昭議員

今いろいろと沿岸道路の土質とか、基準とか、いろいろお話あるということですが、今六角川の二線堤塘については、上の分は幾らか道路として以前から使った経緯もございまして、石子ぐらいいは入ってるかなあとと思いますが、あとの心土については、もう10センチ、20センチはぐれば、ほとんどもう畑泥と同様の何もまざっていない、本当に昔からの堤防、堤塘でございまして、その辺のところについてはもう申し分のないような土じゃないかなというふうな思いもするわけですが、ほかにこれを撤去する場合には、どこかに利活用と申しますか、する方法があるのか、その辺については何か御検討をやったことがあるのか。ぜひあれだけの泥を今の時点で白石町にどこかそういった畑のようなすばらしい畑泥のような土の利活用、利用方法をぜひ考えてもらいたいと思いますが、その辺については何かお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○小川豊年土木管理課長

先ほど二線堤の切り下げについては可能であるというふうなお答えをいたしましたけれども、その切り下げの方法については、なかなか今方法について模索をしているというふうな状況でございます。

建設省のほうとしても、建設省の事業として切り下げをすることも可能だということを知っておりますけれども、建設省といたしましては、本堤の整備がまず第一ということで、まだ本堤の整備が終わっていないところがたくさんあるというふうなことで、六角川のほうと牛津川のほう、本堤の整備に予算をまずつけて、そちらほうの整備から先に進めるというふうなことで、この二線堤の撤去については最終の事業になるだろうというふうなことで、それを待っていてはいつになるかわからないというふうな状況でございますので、早急に切り下げを行うには、何かほかの事業で国、県あるいは町の事業でそういった切り下げを行うような事業があれば、そちらのほうを検討したいというふうなことで、またそれについては国交省のほうもそれで切り下げをしていいですよというふうな話はいただいております。具体的にそういう事業が今のところは見つかっていないというふうな状況でございます。もういろんなところで残土がたくさん発生しております、ここばかりではなくて、ほかの工事現場でも多くの残土が発生しております。そういう状況でございます。

○大串弘昭議員

今なかなかこれだけの土量をよそに運搬するとか、あるいはどっかに1カ所寄せんだったということもなかなか難しいというふうな思いもあるわけですが、できれば撤去が可能であるというふうなことであれば、地域の人たちにも御相談をしながら、田んぼのほうにまき出しをするとか、そういった方法も可能ではないかなとい

うふうな思いです。もうきれいな泥ですから、その辺のところも一つこちらのほうも地域の皆さん方と御相談をしてやりたいと思いますので、ぜひともこれをきっかけに堤防を撤廃していただきますように、本当にこの地区に至ってはもう100年の悲願でもございます。

そういったことで、ことしもちょうど真夏ではございましたけども、本当に堤防の長さをビーバー刈りで炎天下の中でヨシの除草をされておりました。そういったことを年に何回でもやられておる、大変な管理もされているというふうに私どもお見受けをしております。そういったことから、ひとつ今後ともこの地域には、土地のことについては、用排水路を掘るなり、あるいは散策道路としても立派に環境整備のためにも生かされる今の堤防ではないかなと思っております。そういったことで、ぜひとも最大限にひとつ前向きに御尽力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○白武 悟議長

これで大串弘昭議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

11時19分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

私は、さきに通告をしておりました大きく3点につきまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、職員の人材育成についてであります。

平成23年度から平成27年度の5年間を目標年度に、白石町行財政改革において示された基本方針及び重点推進事項に基づき、計画的に行財政改革を推進していくために、具体的な実施項目、また内容、計画年度、数値目標を定め、より実効性を高めるために、行財政改革プランが作成してあるかと思えます。その中で、人材育成の推進がうたっており、限りある予算の中で質の高いサービスを提供するとともに、職員の意識改革を促し、住民ニーズに敏感かつ柔軟に対応していくことや、対話力、広い視野と政策形成、問題解決能力を持つ実践能力の高い人材の育成が必要であることは言うまでもありません。そういった中で、人事評価システム制度が導入をされまして2年半程度経過をしております。どのようにこの人事評価システムを活用をされているのか、お伺いをいたします。

○百武和義総務課長

お尋ねの本町の人事評価制度につきましては、平成22年度を試行期間としまして、平成23年度から本稼働をしております。職員が職務を通じて発揮した能力や意欲、態

度、業績を的確に把握し、適正に評価することで、職員の能力を最大限に引き出し、町民に信頼される行政組織を築き、町民生活、町民満足度の向上を目指すということを目的に、特に本町では人材育成を主眼に置いた制度の構築ということにいたしております。

この制度につきましては、年度初めにその年度の業務につきまして、課長、専門監、参事、係長でミーティングを行いまして、課の組織目標を設定をいたしまして、これをもとに係の組織目標を設定をします。そして、さらにこれをもとに各職員の個人目標を設定をしていくということにいたしております。

個人目標につきましては、全職員が作成をいたしまして、上司と部下、評価者と被評価者という関係になりますけども、上司と部下で面談を行いまして、その内容を設定をしていきます。そして、この年度の評価につきましては、2月下旬に全職員が自己評価をまず行います。これをもとに3月上旬に1次評価者、そして2次評価者が人事評価を行うということになります。この評価する者ですけども、評価者については、主査以下の職員については、係長が1次評価者、課長が2次評価者、参事、係長については、課長が1次評価者、副町長が2次評価者、課長、専門監については、副町長が1次評価者、町長が2次評価者ということにしております。

そしてまた、評価は、職務能力、それから態度、姿勢、それから業績、この3つの視点から評価をいたしております。

職務能力評価につきましては、職務遂行上において発揮された能力で、具体的行動事案をもとに評価をします。

態度、姿勢、評価につきましては、単に意欲があるかないかではなく、実際にとった行動がどうであったかという事実から評価をいたします。

業績評価、これは成果の評価ですけども、目標を設定した事業目標等について、どの程度達成できたかを評価をすることにしております。

この評価結果につきましては、職場のよい点と改善や努力を必要とする点等を明確にするために、評価結果を提示し、上司と部下で面談を行っております。この面談を行うことで、上司と部下のコミュニケーションを促進させ、評価の納得性、透明性を高めるとともに、部下に対して適正な指導、助言を行うことができます。面談は、過去の結果を将来へ生かす動機づけということで考えております。上司にとってはリーダーシップやマネジメント能力が試され、それらの能力の向上を図るということにもつながると考えております。

このように、本町では人材育成の面からこの制度を運用してございまして、人事異動や昇任等の参考資料として活用をいたしているところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

ただいま総務課長のほうで詳しく御答弁をいただきました。特に職員の人材育成に主眼を置いてやっているというふうなことでございます。年度初めにも各課、組織、目標設定しながらやっていくということで、まず2月の下旬に自己評価、そして1次、2次評価というようなことで、職務能力や態度、行動というのもあって、業績の評価

というふうなことだったかと思えます。その結果では、上司が面談をして、いろんな指導もしていくというふうなことで、その評価については、人事なり、あるいはまた昇給にも影響も考えていくというふうなことでございました。

私も冒頭申し上げましたとおり、実践能力のやはり高い人材育成が必要となってくるわけでもございまして、やはりその職員さんの意識改革というものが必要だというふうに思います。

今まで、先ほど人事異動なり、あるいは昇給に影響をしていくこともあるというふうなことが答弁でございましたが、今まで2年半経過して、ですから今2回されたんでしょうか、そういった中でやはり指導をしなければならない、注意喚起をしなければならない、そういう職員さんは2回ともそういう方がいらっしやったのか、お伺いをいたします。

○百武和義総務課長

先ほどこの人事評価制度につきまして、人事異動や昇任ということでの参考資料として活用をしているということで御確認をしていただきたいと思えます。昇給ではなくて昇任ということでの活用を図っているところでございます。

この面談の中で、部下に対して注意喚起を2年続けてした例があるかという御質問でございませぬども、個々について2年続けて注意喚起をしたかどうかというのはちょっと確認をしておりませぬども、ただ面談する中で、欠点ではございませぬども、こういったところをもう少しこうしたほうがいいよといったことはもちろん上司のほうから部下のほうにつながをしますし、そしてまたいいところもこういったところは非常によかったよということで面談をして、職員の意識改革といえますか、意欲の向上ということにもつなげているというところでございます。

○井崎好信議員

評価につきましては、答弁の中で、各課の課長が係長、係長が主査、主査が普通一般の職を見るというようなそういった段階的なシステムにはなっているようでございます。この能力のある人、ない人、いろいろ評価が分かれていくと思えます。もちろん指導して改善をしなければ、改善もできない人もいるかと思えます。先ほど私は昇給と昇任、ちょっと誤解をしておったわけでもございますが、私はこういったシステムの中で、やはり評価をする上で改善がなされない場合、あるいは逆に非常に能力が高いというような評価をされた場合には、やはりそういった人事面、あるいは私はそういう人事面での昇任も必要であるかと思えますが、報酬のというか、そういう手当面、そういった面でもやはり能力のある人、あるいはそういうない人というのはおかしいですが、なかなか改善も見られない、注意喚起しても見られないというような人は、そういった形で手当をカットしますよとか、役場も庁舎も一つの経営というふうな中に考えるときに、会社経営でこういったシステムをとっておられたような会社は、すぐそういう人事あるいは昇給に影響が及ぼすような会社はあるかと思えます。やはり前回手当というのは、今さっき言われたように勤勉手当にあるわけでもございます。一つ、手当は、もう一緒の中でそういうなかなか努力をしない人と能力のある人、その

辺のバランス、全体の手当は一緒に、そういったこともカットなり、あるいは上乗せをする、能力のある人はするといったそういったシステムを私は生かしていくべきと思いますが、いかがでしょうか。その辺は副町長さん、職員のトップでもございますが、どちらでもよろしいですが、そういったことで所見をお伺いしたいというふうに思います。

○杉原 忍副町長

人事評価システムの活用にということでございますけども、まず先ほど上司のほうで評価をするということがあるんですけども、評価者によるアンバランスをなくしていくという意味からも、評価者の研修というのうちのほうでやっております。それで、職員さんは、今市町村合併から職員数の削減とか、合併による特例交付金がなくなるとか、あと多様化ニーズに応えるとかというふうなことでいろんな課題が多ございます。そういう中で、職員が今以上の能力を発揮する、そしてモチベーションを持って事業をしていくというふうなことをしなくてはいけない。そういう中で、そういうことができる人事評価にしたいというふうに考えております。

○井崎好信議員

わかりました。当然今後人員削減をする中で、こういったことも私は当然考えていくべきだというふうに思うところでございます。副町長おっしゃいますように、ある程度評価する目というのはやはり違っちゃいけないと思います。課長が確かに見る、係長を見る目が一つの目線で見っていく。また、もちろん係長も主査を見る目、主査も一般職員を見る目というのは一緒にしとかなないとおかしくなるわけございまして、その辺総務課長はどのようにお考えですか。

○百武和義総務課長

議員御指摘のように、この人事評価制度を昇給なり、また昇格、こういったことに最終的には活用していかなければならないということで考えております。ただ、今副町長申し上げましたように、そのためには評価レベルの均衡を図ることがまず重要ということになってきます。そういったことで、毎年評価者、課長、それから係長、こういった評価者の研修を随時行っておりまして、引き続きこれからもこういった研修を通じて、評価レベルの均衡をまず図っていくことを進めていきたいと考えております。

○井崎好信議員

私もそう思います。評価レベルというのは一つの目で、もちろんレベルも一緒ですけども、そういった目を合わせるということも、いろんな研修をする中で、今後その人事評価システムを生かしていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目に移りたいと思います。

退職職員の再雇用をどのようにしているかということでお伺いをいたします。

今、国でも、定年延長が法整備されようとする中で、本町でも執行部を見てもおわ

かりのとおり、数年のうちに多くの方が定年を迎えられるようであります。役場職員として長きにわたり奉職されまして、行政マンとして多くの知識あるいはまたノウハウを持っておられる優秀な人材だと思います。白石町の職員に関する条例第27号でも、合併時、平成17年1月に施行されて、再任ができるようになっているところで、今後の退職職員の状況から見ても、考えるべきだというふうに思いますが、この運用をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○百武和義総務課長

再任用についての御質問でございます。

本町のほうでは、退職職員の再任用につきましては、合併後は以前に数名の再任用した経緯があるようでございます。その後は現在まで本町のほうでは再任用での雇用は行っておりません。しかしながら、平成25年ことしの3月26日に国家公務員の雇用と年金の接続についてということで閣議決定が行われております。この中で、地方公共団体においては、この閣議決定の趣旨を踏まえ、定年退職する職員が再任用を希望する場合、退職日の翌日、地方公務員法第28条の4の規定に基づき、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、常時勤務を要する職、フルタイム職といいますけども、この職に再任用するものとする。ただし、任命権者が再任用を希望する職員をフルタイム職に再任用することが困難であると認められる場合は、短時間勤務の職に再任用することができるということになっております。

職員の退職共済年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられることになっておるわけでございますけども、もう早速来年度26年度から61歳に1歳引き上げというふうになる予定です。この再任用について希望される職員については、十分に考慮する必要があるということで考えております。

また、本町のほう、合併後、職員数を削減しているという中での再任用ということですので、職員配置等にも十分考慮していくことも一方では必要ということで考えております。

なお、先ほど言われたように、経験豊富な職員を残すということでおっしゃいましたけども、今後退職される職員の方で再任用を希望される職員については、今年度は希望調査とかをしながら、その採用について進めていきたいということで考えているところでございます。

○井崎好信議員

資料も提出をしていただいております。将来的には職員を255名程度になすというふうな計画で行財政改革プランの中にもうたってあるわけでございます。このままの状況でいきますと、ほぼこの資料を見ておきますと、現在のような新採用しながらいきますと、6年先にはほぼ計画どおりの255名前後の削減というふうなことになるかというふうに思います。そういう状況の中で、大体この資料を見ておきますと、33歳から53歳まで、この年代で一番多いときで40歳、現在40歳の人が17名やめられまして、2番目が52歳が16名ですね。そして、57歳が15名と、そういったことでずっと退職者もふえてくるわけでございます。そういった中、こういった退職者の再雇用というよ

うなことを考えて、先ほども課長の答弁にもございましたように、年金統合、延長というふうなことも考えるときに、私は考えていかなければならないというふうに思います。

そういったことで、町長は、こういった定年延長じゃなくて再雇用と。非常に課長さんたちも優秀な人材かと思えます。今まで培ってきた経験を、もちろん嘱託職員としてだろうと思いますが、そういった再雇用についてはどういう御所見をお持ちでしょうか。

○田島健一町長

この再任用という動きは、年金の支給年度がずっと下がっていくとか、団塊の社会でこの数年たくさんの方が退職されるとか、いろんな背景があって、再任用という話があるわけがございます。

私ども白石町においても、先ほど議員お示しのとおり、数年はたくさんの方が退職されます。町職員としては最終的には255名という枠があるわけがございますけども、やはりこれまで三十数年間役場で町行政を携わってこられた方がいなくなるというのは、町としても大きな財産をなくすということにもなります。そういうことからして、先ほど総務課長が答弁申し上げましたように、希望する方がいらっしゃれば、それについては十分考慮していきたいなあとというふうに思っておるところでございます。

その業務につきましても、先ほどの答弁でございますけども、やはり配置についても、昔何々をしようとしたけど、そこにだけということにはならないのかなあとということもあるわけございまして、そこら辺は内部でいろいろ議論、検討もしていかないかんというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、再雇用は受け付けないということではなくて、やはり先ほど言いましたように、時代背景等もございまして、前向きにやっていきたいということでございます。

以上でございます。

○井崎好信議員

町長の見解は、希望する方がいらっしゃったら考慮して、配置も今後考えていかなければならないというふうな答弁でございました。

いろんなこういった課長まで上り詰められた、本当にいろんなそういうノウハウ、冒頭申しましたように持っていらっしゃるわけございまして、どこのポジションでもいいかというふうに思いますが、やはり今後いろんな公共事業もやっていく中で、今非常に委託、測量なり、あるいは設計なり、技術、産経所管であります。そういう委託料も結構な金額になっているかと思えます。小規模な公共事業につきましても、そういった経験、ノウハウを生かしたそういう公共事業のコストダウンというふうなことも考えるときに、やっぱりそういう再雇用も私は必要じゃないかなあとという思いでございます。

では、次の2点目に移らせていただきます。

自主財源の確保についてお伺いをいたします。

本町の自主財源は、平成24年度の決算報告を見ましても、3.6%増加はしておるものの、29.3%となっております。依然として地方交付税に依存財源に頼っているのが現状ではないでしょうか。今後、厳しい町財政の中で、自主財源の確保に努めるべきだというふうに思います。

そこで、1番目に、町有地、普通財産はどのように活用されているのか、お伺いをいたします。

○片渕克也財政課長

普通財産の管理状況について御説明をしたいと思います。

まず、公有地のうちに普通財産と申しますのは、いわゆる行政の用に供していない部分の財産のことでございます。土地については、平成24年度の決算書にお示ししておりますとおり、全部で176ヘクタールでございます。約500筆に及びます。その中には、山林、保安林147ヘクタールが含まれております。残りの29ヘクタールのうち、宅地は12ヘクタールでございます。このうち宅地のうちに有償の貸付分が3ヘクタール、無償の分が8.1ヘクタール、そのほかが1ヘクタールでございます。このうち有償の貸付部分につきましては、建設業者さんたちの資材置き場だとか、あるいは特定の民間の施設のために供する施設だとかというようなことで貸し付けをしております。そのほかの無償の貸付部分でございますが、これは従来から地域の地縁団体と申しますか、こういった組織、自治公民館だとか、児童遊園などに貸し付けている部分でございます。その他については、これは狭小、合わせれば1ヘクタールというような数字は出ますけれども、それぞれが狭小であったり、不整形であったりというようなことで、有効な活用手段がないというふうな状況にある土地でございます。

次に、雑種地でございます。雑種地については、約16ヘクタール全体でございます。そのうち有償で貸し付けている部分が2.8ヘクタール、無償で貸し付けている部分は635平方メートル、そのほかが13ヘクタールでございます。これも同じように資材置き場だとかそういった地域のゲートボール場だとか、そういったところに貸し付けているわけでございます。これらの貸付地のうちには、将来的にはなるべく同一の方で通年して貸し付けしてるところはできれば購入をお願いしますというようなことをお願いをしておりますが、なかなかお互いの意思が統一できないというようなところもございまして、また無償で貸し付けている部分についても、地域で例えば地縁団体の法人組織等を設立された場合は、譲渡、無償譲与になるケースもあるかと思っておりますが、譲渡していきたいというふうに考えております。

また、農地、田畑についてでございますが、全田畑名目の土地が4,662平方メートル、4反6畝でございます。これは主には旧須古財産区所有の農地を財産区から引き継いだというふうなところでございます。大体田については、標準小作料ございませぬから、小作料を1万8,000円を基本として貸付契約をしておるところでございます。

この有償貸し付けの部分については、貸付料については、行政財産の使用料の条例が土地の評価額の5%というふうなことで条例でございますので、なるべくこれと同一基準を適用させていただきますというふうにしております。近年の契約あるいは工事等に伴う短期間の契約等については、5%というふうな基準で契約をしております。た

だ、従来合併以前からのずっと継続して契約を、当然1年更新はしておりますけれども、継続して契約をするというふうな場合は、従来からのいきさつなり、あと雑草等が繁茂をしますと、近隣の農地等にも病虫害の発生等迷惑するということがございまして、その辺の管理等も考慮しております、おおむね平均しますと3%程度、その土地条件にもよりますが、そのくらいのところで契約をしております。これは行政財産と違まして普通財産はいわゆる民法で言うところの契約という双方の合意で契約するというふうなことになりますので、なかなか借地料を交渉もしておりますが、5%ラインまで年次計画でお願いしますというようなことでしておりますけれども、ちょっと若干難しいというようなこともございます。

管理状況としては以上のとおりでございます。

○井崎好信議員

今回も所有地の貸付料というふうなことで資料を提出をさせていただいております。これを見てみますと、宅地が3万40平米、年間貸付料が221万7,675円、雑種地が2万8,582平米、そして年間貸付料が116万8,666円と。田畑で3,242平米、年間貸付料が4万6,530円というふうなことでなっております。宅地が割ってみますと、平米当たり74円ですか。雑種地においては41円と。田畑、これはもう田畑はもうほとんど田のほうだと思えますが、14円と、ちょっと一概に言えませんが。山林は別としましても、こういった状況、非常に安い平均ではございます。

この宅地、雑種地の中で、地域によっても差がありますだろうし、先ほど答弁では無償もあるというふうなことでございました。トータルで書いてございますので、もう少し詳しくといいますか、宅地が高いところほどのぐらいた、安いところでどのぐらいた、平米当たり、その辺おわかりすれば答弁いただきたいと思えます。

○片渕克也財政課長

宅地で一番高いところは、白石警察署と契約をしております住ノ江の駐在所の敷地でございます。これについては78.11平方メートルで、評価額が8,990円で、これの5%ということで、平米当たり約450円というふうな計算になります。

宅地の中で一番安いところは、白石地区農協にお貸ししております堆肥の発酵施設、畜産団地のところですが、ここが評価額が260円で、面積が1万4,224平米となっております。ここは評価額の3%という契約を今しております。平米当たり41円程度になります。

あと、佐賀県農協につきましては、現在、年次計画で5%ラインまでお願いしますということで、一応担当者レベルではお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○井崎好信議員

雑種地もわかりますか。

○片渕克也財政課長

雑種地の中で一番高いところは、マイランド公園の近くで、ここも恐らく面積がJ Aの乾燥調整施設の敷地かと思えますけれども、ここが平米当たり60円、面積が7,600平米程度です。一番安いところも同じく八平でございます。ここについては、地域の共有地みたいな形あるいは機械の共同倉庫、そういう用途でございますが、平米当たり26円というふうなところで契約をしております。

以上でございます。

○井崎好信議員

宅地では最高に高いところで450円と、安いところで41円というふうなこと、高いところで5%、安いところでは3%というふうなことでございました。雑種地におきましては、マイランドの公園のJ Aの乾燥施設ですか、ここが平米60円というふうなこと、そしてまた安いところでは八平の共同利用されてる農業倉庫というふうなことで、いろいろばらばらなこういう賃貸契約と申しますか、もちろん1年ごとに契約をされて利用されているかというふうに思います。ある程度この住ノ江の駐在所、宅地においては、これは県の施設と、県のことでそういう一つの何か法的なこともあってのことだろうと思えますが、やはりある程度無償というふうなことも聞いております。ある程度は是正と申しますか、そういったこともやはり各町合併時において、各地域地域ごとにそういう賃貸契約が異なっていたというふうなこともあって、そういった格差も生まれていることだろうかと思います。その辺のやはり自主財源でございます、宅地料も。そういったことを踏まえて、今後はそういう是正もやはりしていったほしいなあと。高いところに合わせろじゃなくて、全体、余り極端な無償というふうなこともございましたが、これはそういうスポーツと申しますか、あるいはグラウンドゴルフなり、あるいはゲートボールなり、そういった方たち、老人の方が御利用かと思えますが、町内ではグラウンドもいろいろ有償で使っているグラウンドもございます。ある程度は一律とまでいかななくても、無償じゃなくて幾らかの貸付料をいただくというふうな形で、そして宅地なり、あるいは雑種地も自制をしていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移りたいと思えます。

町有地に太陽光発電メガソーラーの誘致をというふうなことでお伺いをいたします。

京都議定書が2005年（平成17年）2月に発効されまして、日本は2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の温室効果ガス平均排出量を1990年（平成2年）より6%削減されることが義務づけられました。それに基づいて地球温暖化対策が推進されて、削減においても新エネルギー導入計画として2006年の平成18年2月に佐賀県新エネルギー導入戦略的行動計画が策定をされて、本町でも1年後の2007年（平成19年）2月に作成をされております。再生可能エネルギーとして太陽光発電を重点に実用化に向けて推薦されてきた経緯があるかと思えます。本町でも庁舎を初め数カ所に公共施設に設置をされており、一方、一般家庭では、国、県はもとより、平成22年より3カ年、平成24年までに町単で太陽光発電推進事業によりまして県内でもトップの導入率11%という近くになったというふうでございます。県内でも、県を初め市町に9カ所のメガソーラーが誘致をされておると聞いております。本町でも、自主財源

確保はもとより、環境に優しい白石町としてアピールし、PRすべきであると考えます。町有地を活用した太陽光発電、メガソーラーの誘致を考えてはというように思っております。そういうことでお伺いをいたします。

○片渕克也財政課長

町有地を有効活用してメガソーラーの誘致をという御質問でございます。

財政の担当といたしましては、町有地の有効活用というふうな観点から御答弁を申し上げたいと思っておりますけれども、昨年の9月ごろでございましたが、メガソーラーを設置したいので、2ヘクタール程度のまとまった土地がないかと、お借りしたいというふうな申し入れがございました。これは町外の不動産業者の方でございます。そのときは1カ所で2ヘクタールというまとまった土地は今ございませんので、そういう土地はございませんということでお断りを申し上げております。

ただ、先ほど来町有地、点在をしております。規模的にはある程度2ヘクタールまでもいきませんが、7反、8反ぐらいのまとまった土地もございます。こういったところでも積極的に町がどうしようというふうなことではございませんが、もし発電業者さんたちが申し出てこられたら、対応は考えていきたいと思っております。

ただし、こういう土地の貸し借りでございますので、既契約者との調整も必要でございますので、一定の期間は例えば残土等あるいは資材等を置かれてる場合、その撤去をする期間だとか、その方が代替えの土地をほかに求められてからというふうな話にもございますので、その辺の調整も必ず必要かなというふうには考えております。

いわゆる借地料、こういったところで条件がいい提示をいただければ、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井崎好信議員

課長の答弁では、昨年度末に町外の不動産業者のほうからも打診があったというのを私も初めて聞いたわけでございます。これもやはり今契約されている契約者の方のいろんな意向も聞きながらというふうに進めていかなければならないというふうに思います。

一つは、やはりこういったことはもちろん自主財源の確保にもなりますが、方向転換というふうなことになるかと思っております。新聞にはこういう掲載をされておりましたけれども、経済産業局の統計で、昨年4月から始まった固定買い取り制度によって、昨年6月から1年間の5月までで新たに発電を始めた太陽光が九州では56万キロと、68%ふえたということでございます。理由としましては、こういう九州の立地条件、日が長いというこういう立地条件と、そしてまた遊休地がたくさんあるというふうなことからだというふうなことが掲載をされたわけでございます。やはり今先ほど冒頭申し上げましたが、町単独で太陽光の推進事業もしまして、11%近くの県内トップになって、今から補助は打ち切りというふうなことではございましたが、今後はこういった佐賀県内でも進められているというふうなメガソーラーをやはり設置をしながら、この白石町を環境に優しい町、地球に優しい町というふうなことでアピールを、そしてま

たPRをしていく必要があるかと私は思います。

大体私が聞いておりますところ、1メガ1,000キロは大体1ヘクタール、1.1ヘクタールぐらいなからんと1メガの太陽光が設置できないというふうなん聞いております。総務常任委員会で視察をされましたこの資料を見ておりますと、1ヘクタール以上が1カ所、あるいは先ほど課長が申されたとおり、4反なり、あるいは5反なりというふうなそういったところもあるようでございます。今回も今議会のほうにも要望書が出ておりましたが、全国の森林環境税創設促進議員連盟から森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する町の財源確保のための意見書採択に関する陳情についての要望書の資料の中にも明記してございますとおりに、CO₂の吸収源対策として、森林の造林なり、あるいは間伐などの森林推進とあわせて再生可能エネルギー、太陽光なり、あるいは風力なり、小水力発電の導入を促進というふうなことでの要望書を取り扱いが来ておったわけでございまして、今後そういったことで環境というふうなことを考え、町内も個人ではある程度は設置をされております。今後、また設置がなされていくというふうに思いますが、本町でもそういう方向転換をしていただいて、また先ほど借地料も余りそう、高いところはありますが、平均すれば高くないわけでございまして、こういった事業者を公募でもすれば、そういう環境面と、そしてまた財源の面と一石二鳥というふうなことになるかと思えます。そういうことで、ぜひともそういう方向転換を町内でも話し合いをしていただきたいというふうに思っています。この件について、町長の見解、よろしいでしょうか。

○田島健一町長

町有地の遊休地にメガソーラーを誘致したらどうかというふうなお話でございました。先ほどから財政課長が答弁したとおりでございますけども、遊休財産の有効利用という面からはいいことだというふうに思っています。もちろん環境にも有利であるというふうに思っています。しかし、先ほどのお話にもありましたように、問い合わせが、やはり相手さんも、メガソーラーでございまして、先ほどおっしゃられたように1,000キロワット以上の出力でメガソーラーでございまして、やっぱりそうなりますと大きな土地が必要になってまいります。1ヘクタール、2ヘクタール以上ですね。企業さんとしても、ある程度大きくなると採算性等々があるから、なかなか厳しいものがあるんじゃないかなと。私ども白石町といたしましても、遊休財産持っては、普通財産持ってはいるんですけども、小さい面積だけを点在したところで持つということ、なかなか厳しいのかなあというふうに思っています。

先日、私、先週は北海道に行かせていただきましたけども、その折も札幌市のメガソーラーを見せていただきました。そこは市有地を5ヘクタールの土地を公募をされて、今2,000キロワット、2メガのソーラーがあったわけでございます。このくらいの規模じゃなからんぎん、やっぱり企業さんは来るとかなあというふうにも私は思いました。先ほどからお話ありますように、町内でも宅地を利用したところで結構太陽光設置されておりますけども、町有地といってもあんなもんしかできんとじゃないかなあ、もっと広い土地があれば、もっとうちもやれるけどなあという思いがいたしました。だから、町として町有地はありませんけど、白石町内にそういったものをつく

ってくださいということと言えるかなあというふうに思います。しかしながら、それも農地はなかなか町内の農地は優良農地、1種農地でございますので、農地を転用してまでということにはならないものですから、あとは雑種地等々空き地のところがあれば、宅地等々空き地があれば、積極的に町内での発電はいかがでしょうかというPRはしていってもいいんじゃないかなというふうには思っておるところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

町長としても遊休地の有効活用として、今後規模は問題があるが、積極的に進めていきたいというふうなことで、前向きな答弁でございました。私もそういうふうな思っております。今後、有効活用という、そしてまた自主財源の確保というふうなことから今後推し進めていただきたいというふうに思います。

時間も余りございませんが、次に移らせていただきます。

3点目に、土地改良事業につきましてお伺いをいたします。

暦の上では二百十日も過ぎまして、大した災害もなく、稲穂もこうべを垂れかけてきております。いよいよ平成25年度産の稲も品種ごとに刈り取りが始まっているところもございしますが、始まろうとしております。今年から本格的に嘉瀬川ダムからの配水となりましたが、7月の初めに大雨となり、梅雨明けが例年よりも早く、その後20日ほど雨が降らずにもう渇水となりましたが、ダムからの配水によりまして、おかげさまで作柄もいよいよでございます。

新聞によりますと、嘉瀬川ダムは7月から流域雨量が4割しかなくて、貯水量は8月20日で54%で、昨年4月の運用開始以来最低で、1%ずつ水位が下がっていったというふうなことが掲載をしております。その後、ゲリラ的な雨も降りまして回復してきたと思いますが、白石平野の配水は順調にいったのか、既存のダムからの配水を含めてお尋ねをいたします。簡潔にお願いいたします。

○嶋江政喜農村整備課長

嘉瀬川ダムからの配水は順調にいったのかという御質問でございます。

筑水事業の管理受託につきましては、1市3町で受け、白石町が代表町となっておりますが、運用については白石土地改良区に操作委託をしております。

運用について、白石土地改良区では、町内10カ所の分水工配水エリア及び既存ため池の配水エリアとをあわせ持った各地元の配水委員会で地域のクリックの貯水量及び水稻作付品種ごとの用水需要などを検討して、要請量を決定して送水依頼をしております。地元の送水要望を反映して配水するシステムとなっておりますので、農家の水需要に応えられていると思います。しかしながら、6月の田植え前に一部干拓地域ですけど、塩分濃度が高くなりまして、その対策として深井戸を稼働して、塩分を希釈したということなどもありましたけど、ことしの7月、8月の渇水時においても、十分に農業用水の需要に対応できていることから、おおむね順調な配水ができたのではないかと考えております。

以上です。

○井崎好信議員

もう時間が余りございませんが、非常に課長の答弁では、当初塩分を除去するために田植え前に希釈のためにポンプを使って、あと7月、8月は十分であったというふうなことだったのかと思います。本当に私もそう思います。嘉瀬川ダムからの水がめとして恩恵を受けて、今後本当に農家も助かるというふうに思います。

あとは、もう時間ございませんが、次の深井戸の維持管理というふうなことで、この件につきましては大串議員さんのほうで午前中、重複するかと思いますが、1点だけ。

私も、このポンプは、先ほど課長も配水が順調にいったというふうなことから、極端な渇水がない限り賄えていくものだというふうに思います。今後、深井戸を維持管理するにも経費が今後かかっていくわけございまして、農家負担も筑後川土地改良事業の賦課金の徴収等、そしてまた各水利組合、地域の水利組合の負担金と、あるいは用水費というふうなことで本当に農家も経費がかかっていくわけございまして。井戸も今電気の維持費とか、あるいは建屋の借地料とか、土地の借地料等で経費がかかるわけございまして、今後は撤去といえますか、もしものときは防火用水を考えると一部集落内にあるような深井戸は残していかなければならないと思いますが、今後は順次撤廃をしていってもいいかなという思いでございまして。もう時間も……。

○白武 悟議長

来ておりますので、これで。

○井崎好信議員

ございませぬので、今後そういったことで撤去というふうなことで、町の助成等もあれば、そういった場合にはよろしく願いをいたします。

ちょっと時間も経過をいたしましたので、これで私の一般質問終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで井崎好信議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

14時17分 休憩

14時30分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございまして。通告に従い、一般質問をいたします。

まず最初に、学童保育について伺いたいと思います。

学童保育のことにつきましては、6月の議会で学童保育の現状について伺いました。そのとき、町長もその後執務多忙な中、町内8カ所の保育を視察していただきまして、学童の状況、また指導員さんの状況を見ていただきました。町長のほうから現状はいかがでしたでしょうか。

○田島健一町長

溝口誠議員の御質問にお答えしたいと思います。

前回の議会の折、私、学童保育所をまだ見ていないということを答弁申し上げましたら、お叱りを受けたところでごさいます。まずもって早く見に行かにかいかなあということで、6月24日から7月1日かけて8カ所の児童保育所を訪問させていただきました。元気な子供たちの笑顔にパワーをもらってまいりました。

近年、少子化や核家族化の進行、共稼ぎの増加などで、子育てを取り巻く環境が大きく変化しております。子供たちが安全・安心に過ごせるように、指導員の先生方も一生懸命指導なされておられました。元気な子供たちが多く参加している学級、学童で、汗だくになりながら奮闘されている先生方を見ましたところ、もう頭が下がる思いでございました。

平成24年8月、昨年8月に子ども・子育て関連3法が成立をいたしまして、子ども・子育て支援新制度の平成27年度からの施行に向けましての制度の具体化を検討し、学童保育が量的にも質的にも拡充される制度となるような設備運営基準づくりをやってまいりたいと考えておるところでございます。やはり私も現在においては1年生から3年生まででございますけれども、施設についても手狭だなあとか、また老朽化して、ちょっとこんなところでもいいのかなあとか、いろんな面も見てまいりました。これにつきましては逐次一気にということはなかなか難しいでしょうけれども、逐次改築等も考えていかにかいかなのじゃないかなあというのが私の率直な感想でございました。

以上でございます。

○溝口 誠議員

本当に現場を見ていただいてよかったなと思います。

そして、実は文教厚生常任委員の所轄事務調査でも文教委員で有明西小学校、須古小学校を視察してまいりました。そういうことで、この2つの学童保育の今後の改善、対応等、早急に迫られておりますので、そこら辺をひとつ対応をどうされるのか、よろしく願います。

○田島健一町長

学童保育については、いろんな問題点があろうかと思います。先ほど言いましたように、昨年関連3法が成立したことで、27年から新しい子ども・子育て支援新制度が施行されるわけでございますけれども、1年生からこれまで3年生ということでございましたけれども、6年生までに拡大されていくわけございまして、手狭になってい

くんじゃなかろうかなというのが一つあるわけでございます。2つ目は、今回も目にいたしましたけれども、特に配慮の必要な児童ということ、お子さんもいらっしゃるわけでございますけども、このような子供さんが年々多くなっているというところもあります。そういうことは指導員さんの量的なところにも関係するかと思えます。さらに、3つ目は、学童指導員さんの養成というのにも必要になってくるんじゃないかな。4つ目が、先ほども言いましたように、施設の改善というものもあろうかなあというふうに思います。そういうことからして、私は、特に施設の改善というのを先ほども御答弁申し上げましたけれども、有明西小学校と須古小学校については、8つの中でも特にちょっとこのままでいいのかなあというのが痛切に感じたわけございまして、これについては改築、増築に向けた取り組みを検討していかにかあいかんというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

対応のほうをよろしくお願いをしたいと思えます。

次に、2点目でありますけれども、給食アレルギー対策について伺いたいと思えます。

実は7月12日、文教委員を中心に、ほかの議員さんも参加していただきまして、給食センターの設備の視察、また運営、そしてまた試食をさせていただきました。本当にこの学校給食に対しましては、設備面、それから食の安全、それから栄養面、衛生管理面、また食の教育、また給食運営委員を中心に本当に一生懸命子供たちの給食に対して尽力をしていただいて、すばらしい取り組みをされてることを伺いました。

その中で、お話の中にありましたけれども、子供さんの中にも給食に対してアレルギーのある子供さんがいらっしゃるということで、アレルギー対応のされている対象者の人数がどのくらいいらっしゃるのか、保育園、小学校、中学校含めてですけれども、ひとつよろしくお願ひします。

○堤 正久保健福祉課長

保育園を所轄しております保健福祉課のほうから、保育園の状況について御回答させていただきます。

対象者の人数ということでございます。

食物アレルギーについての全8保育園の対象者は、36名となっております。食物アレルギーの種類としましては、卵、牛乳、乳製品、魚、小麦、エビとか多種にわたっているところでございます。また、たんぱく質の摂取制限があられるお子様もいらっしゃいます。

以上でございます。

○北川勝己学校教育課長

小・中学校のアレルギーを持つ児童・生徒数につきましては、全部で75名でございます。中学校が29、小学校が46というふうになっているところでございます。

原因につきましては、保健福祉課長が申したとおりでございます。

○溝口 誠議員

保育園では36名、小・中学校では75名、アレルギーの対象者がいらっしゃるということで、そのお子さん方に対する給食の対応はどうかされていますでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

まず、保育園での対策について回答させていただきます。

子供さんが入園される前に面談、これは親御さんと保育士と調理員等が行いますけれども、保育園生活における留意点に関し、十分に検討をしています。まず、必ず行うのが、医療機関のアレルギー診断書、医師の指示書を提出いただき、除去食あるいは代替食で対応しております。食物除去については、完全除去というのを基本とするなど、常に食物アレルギーに関する最新で正しい知識を職員全員が共有し、記録を残すようにいたしております。また、誤食がないように、食事内容を調理室の黒板に記載をしたり、各教室に張ったりしています。それと、お盆にネームプレートを準備しておくなど、誤食がないように配膳から食事まで注意をしながら行っているところでございます。

以上でございます。

○北川勝己学校教育課長

学校給食におきましても、個別の保護者との面談等行いまして、アレルギー等がある場合には医師の診断書を添付していただき、除去食が必要な者に対しては除去食の対応をしているところでございます。また、学校内には校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、調理員等で構成する食物アレルギー対応委員会の設置をしております。そういった中で、給食の際には、調理、配膳、食事の提供について、チェック体制のもとにカラーの食器、それとネームプレート等を記載いたしまして対応をいたしているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

対象者の方には、このアレルギー物質を除去した給食を対応されているということです。また、誤飲がないように配食等も配慮をされているということでもあります。

この食物アレルギーのある児童・生徒が安心して給食を利用するために何が重要かということで、実は昨年12月に東京都府中市で発生した女児死亡事故を踏まえ、食物アレルギー対策を検討している文部科学省の有識者会議が中間報告をまとめました。その中間報告は、具体的な取り組みとして、まず1点が、取り除くべき食材の種類などを示した政府のガイドライン——これ8年度ですけれども——を学校現場で十分に活用できるよう周知徹底を促しているということで、各学校で緊急事態が起きた場合の対応と役割を決めたマニュアルづくりも求めているということでもあります。

そういうことで、この中間報告の中で、アレルギー物質を除去した、先ほど言いま

したように、給食を提供している。これはもうできております。あとは各学校で緊急事態が起きた場合の対応、これをどうしていくのかということでもあります。よろしくをお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

保育所関係で御回答させていただきます。

各保育園については、国が今申されました保育所におけるアレルギー対応ガイドラインをしっかりと理解していただくというのが基本になります。その上で、白石町でも策定しております白石町保育園食物アレルギー児対応マニュアルに沿って、保育園内の連携をとりながら活用し、必要に応じてまちの管理栄養士よりの助言、指導などで連携をとって行っているところでございます。アレルギー情報には常に気をつけ、問題点についてはしっかりと認識をし、対応策を検討するようにいたしているところでございます。また、必要に応じて職員会議で全職員が共通理解を行えるように周知を図ることに努めておりますし、またアレルギー関連の研修会について積極的に参加をしながら、常に新しい知識を得るようなことで対応をいたしているところでございます。また、アレルギー児の対応について、県から講師を招いて研修会を開催するなど、資質向上にも努めているところでございます。なお、月1回の町立保育園の給食献立会時にも各園のケースを持ち寄りまして、全員で検討しながら対策を行っているところでございます。

非常時の場合ということでございます。

アナフィラキシーの症状を持つ子供が保育園に1名いらっしゃいます。この場合にエピペンを使用することになりますが、県からの御指導も招いて、このエピペンの使い方についても研修を行っているところでございます。

以上でございます。

○江口武好教育長

先ほど課長のほうからも答弁ございましたけど、白石町は75名、これ保護者の申し立ても含めてでございます。そして、そのうちの29名は医師の診断を添えてると。その中のさらに12名、小・中合わせてです。この子供さんたちの分については、アレルギーとなるアレルギーのもとになる食材、そのものは調理場でのけるといったことになります。

ですから、いざ何かあったときということですけど、これはもう何か普通の一般的な指導と違いまして、命にかかわるようなことでございますので、何かあったらもう大変でございます。ですから、危機管理ということでは未然防止、それから万が一そういうふうな未然防止をして除去をしていたのに、万が一誤飲をしたとかなんかのいわゆる事後対応、これをどうするかと両方に分けて考えているところでございます。ですから、先ほど議員御紹介ございました文科省のガイドライン、それをもとに当然これは県教委の学校教育課、健康のほうで大きなマニュアルをつくってあります。そして、それを受けて白石町のほうでもマニュアルづくりをやっております。これを各学校で教職員が周知をしてるということになります。

まず、未然防止というのは、先ほど言いましたように、それぞれの御家庭にいろいろ書いてもらいます。そして、子供さんがどうなのか、何についてどうなのかというようなこと、それを取捨選択しまして、そして医師の診断が必要ですよとか何か、そういうことでまずは未然の防止をやっていくと。そして、そのことについては教職員が全て関係者だけじゃなくて、担任も含めて全てが共通理解を図ると。そして、何よりも食というのは家庭のあれ、学校以外にも2食は食べているわけですから、保護者の方との共通理解を図る。そして、いざというとき校医さん、あるいはかかりつけの主治医さんでしょうか、そことの連携もとっていくということでございます。

そして、ところがそれだけやってもいろんなことが起こります。学校給食というのは、もうこのアレルギーだけではございません。調理器具ところの食中毒だって起こります。それから、異物の混入だってございます。それから、何か飲んではいけない。喉を下さない、何か大きなものを飲み込む。そういうときどうするかと。そういうのを含めまして、まずその現場にいる職員が管理職に連絡をする。そして、管理職の責任のもとに、いろいろ養護教諭あるいは校医さん、あるいは救急車の手配とか、そういうことで動いていくわけです。

それから、プライバシーとかいろんな問題もございますので、いろいろその辺も考えながら、校医さんたちに相談しながら保護者へも連絡を早急にして、そして事後の対応をやっていくと、そういう処置をしております。

未然防止のための措置をどういったふうにするか、ペーパーで起こして、それを学校で共通理解を図る。でも、万が一何か起きたときは、その後の対応をどうするか、これはもう全ての地震でも、火事でも全ての場合に通じる攻略、方策をとっているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

特に食物アレルギーは、重篤な症状でありますアナフィラキシーショックが出た場合、症状を緩和する自己注射薬エピペン、これを適切に使うことが大事であると。特に今先ほど言われました、この保育園でも1名そういう方がいらっしゃるということでございます。万一この児童がショックが出た場合、その後の対応が何よりも重要になってきます。エピペンで生死が分かれる場合もあります。一刻を争うときは、ショックの出た子供にかわって教師が打つこともできます。そういうことで、このエピペンを打つ。もう迷ったら打つと。タイミングが早過ぎても副作用はないという投与するタイミングの必要性をされています。これは担任の先生だけではなくて、この隣の教諭の方も、全ての学校の関係者がすぐ対応しなければいけないということで、これは教職員の皆さん全員がやっぱり研修をしていただきたい。そういうことで、一人の命も落とさないというそういう体制をどうか職員の皆さん研修をしていただいて、万全の態勢をお願いをしたいと思います。

それから、3点目ですけども、救急医療情報キットについて伺います。

その中で、この緊急通報体制の整備が今白石町でもされています。もしものことがあったとき、特におひとり暮らしの方とか、そういう方々が緊急時連絡体制、この対

象者の要件と人数、どのぐらいいらっしゃるか、お願いします。

○片渕敏久長寿社会課長

緊急時の対応について、特に高齢者、ひとり暮らし等の対応状況ということでございますが、平成22年から緊急情報システム、高齢者の要援護者の台帳登録のほうを始めまして、今現在毎年更新という形で行っております。民生委員さんをお願いをいたしまして、登録者の方、そういう方々への訪問をいたしまして、聞き取りなりをしまして改正をしているところでございます。

災害等が発生したとき、またそういうおそれがあるとき、また急病等とか、家族の支援ができないということを想定して何らかの助けが必要となると。この場合のひとり暮らしの高齢者と地域の中での支援、そういうものを受けまして、安心して暮らしていただくというのがそういうことをちょっと想定をしてやっております。

台帳の登録者の数なんですが、ことし8月末現在、まだ更新の情報全部は届いてないんですが、今8月末現在でひとり暮らし高齢者のみの世帯で2,610人を登録いたしております。

大体ひとり暮らし高齢者のみの世帯で、お一人ではなかなか動きにくいとか、そういう方を対象に回っていただいております。こちらのほうに役場のほうで介護保険の介護認定の情報も回ってきますので、要介護の認定の要介護3以上の方、この方についても登録をさせていただきます。あと、身体障がいとかいろんな障がいをお持ちの方で、特に重度の障がいの方についても登録のほうをお勧めをしております。

以上です。

○溝口 誠議員

警備会社に緊急通報ができるような体制になってますけど、その対象者は何名いらっしゃいますでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

今現在、警備会社のほうに委託をして、ぐあいが悪くなったときに緊急のボタンを押すと、直接電話回線を通じて警備会社のほうに行きます。そこで応対をしてお話ができればいいんですが、話がどうもできないという場合には、その警備会社のほうから直接自宅のほうへ警備員、そういう者が出向いていただくようになっております。現在74名登録といたしますか、設置をしていただいているところです。

○溝口 誠議員

この74名ですけれども、利用というか、どのぐらいの利用がありますか、年に。

○片渕敏久長寿社会課長

74名の利用ということですが、警備会社との契約の中で、その機器を設置していただいている高齢者宅等については、月1回、警備会社のそういう看護師の資格とかそ

ういうものをお持ちの方、そういう方が月1回訪問をしていただくことになっておりまして、そこで1回確認ができます。あとは緊急でこれが役立ったというのはちょっと余りあってもらっては困るわけですが、誤報での通報が何件あったとか、何件、認知の方とかになりますと、よくわからないで押されたんじゃないかとか、そういう連絡が来ますが、そうたくさんは通報されてるという記録はありませんが、業者さんのほうから毎月その方の月々の情報を簡潔に記載したものが送られてまいりますので、それでも確認をしてるところです。

○溝口 誠議員

わかりました。

特におひとり暮らしの方、また身体的障がいのある方、緊急の場合、救急車等を要請されますけども、今この緊急通報体制が74名いらっしゃる。あと2,610名いらっしゃる。こういう方たちが緊急の場合、どういう形で通報等されるように大体なってますでしょうかね。

○片渕敏久長寿社会課長

災害時の要支援者の台帳の中には、その方の住所、氏名、電話番号、それと家族構成、それと家族への連絡先、子供さんとか親類とかを含みますが、またお近くの支援者のお名前とか、担当の民生委員さんとか、そういうものを民生委員さんのほうで情報を把握していただいたものが役場のほうに回ってきますので、それを登録させていただいているところです。

役場のほうにその連絡が来ますと、一番近いと思われる家族に連絡をしたり、あるいは民生委員さんとかお隣の方に連絡をして、ちょっと状況を確認してもらおうと。かつ、平日でありますと、職員が出向くとか、あるいは必要な先に、例えば担当のケアマネとかそういうところに連絡をするというふうにやっております。

○溝口 誠議員

スムーズに緊急の場合に連絡体制ができるようになるべくしていきたいなど、そう思います。

そしてまた、緊急の場合、救急車を呼んだ後の問題でありますけれども、実はお一人のお住まいの方がもし倒れられて意識がないというときには、全然もう本人さんの症状がわからんわけですね。お名前ぐらいわかりますけども、どういう症状なのかということはもう意識がなかったらわかりません。そういうことで、特にひとり暮らしのお年寄りの方、また障がいのある方に対しては、実は緊急医療情報キットというのがあります。ここに現物を持ってきております。この中に皆さん方のお手元に参考資料で載せておりますけども、見ていただきたいと思います。

命のバトンということでもあります。この緊急医療情報キットはオレンジポットとも言います。この中に救急受診のための情報として、氏名、血液型、生年月日、家族構成、それから緊急時の連絡先などの個人情報、またかかりつけ医、それから病歴、それからアレルギーや薬の副作用などの医療情報を記入した用紙と本人の顔写真、でき

れば健康保険証や診療所のコピーなどを入れておきます。災害時はもちろん平時においても緊急の事態が発生した場合、本人の病歴や服用している薬などの情報が容易に入手でき、迅速な救急医療の提供につながるものであります。特に前は救急車を呼んでも救急隊員は治療ができませんでしたけど、今は救急救命士ということで、もう病院に行く前に救急車の中で治療ができるようになりました。また、ことは特にそれがまた拡大して、より多くの治療ができるようになってきております。そういうことで、この高齢者や障がい者、健康に不安のある方に配付して、このキットは冷蔵庫に保管すると。いざというときに救急車が駆けつけた場合、冷蔵庫を開ければキットがあると。今各家庭に冷蔵庫がないところはほとんどないと思います。ほとんどあると思います。情報を早急に確実に得ることができることから、この救急医療情報キットは命のバトンとも呼ばれております。また、現場での救急隊員がキットの保管場所を探しやすいように、保管場所は冷蔵庫に統一して、このキットが冷蔵庫にあることがわかるように、玄関のドアにシール、そして冷蔵庫の扉にステッカーを張って、ここにありますよということを示して、そしてすぐそれを見ていただいて、治療がもうできると。その人の持病で救急隊員はよかれと思って治療をしたけども、その持病のために逆の治療をする場合があるそうです。だから、本人が意識がないとそれがわからないと。だけど、これがあると、もうすぐその人に合った治療ができるということで、非常に一刻を争うときに大事な大事なものでございます。

この導入についても、実は大町町ではもう導入をされております。嬉野町でも導入をされております。全国でも数多くこの情報キットはもう安価でもありますし、少し時間、手間等かかりますけども、これをしていけば本当にお年寄りの方とかそういう方々が本当にいざというときに助かるんじゃないかなと、そう思いますんで、どうか御検討されるかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○片淵敏久長寿社会課長

ただいま議員のほうからは、ひとり暮らし等で急にぐあいが悪くなられて、救急車を呼んだものの、後、意識がなくなってしまうというような場合を想定してのお話の中で、救急医療情報キットの紹介をしていただきました。

先ほどこの救急医療情報キットについては、議員御紹介のとおりでございます。県内においても、先ほど御案内ありました大町町、それと嬉野市、県内でもだんだんここ一、二年ぐらいで普及が進んできてるというふうなお話も伺っております。

白石町においても、白石町社会福祉協議会のほうで平成18年度から緊急連絡カードということで、そのカードにつきましては民生委員さんに持っていただいて、家、訪問をする際に、こういうものがあつたほうが良いという方については、その記載をお願いをして回っていただくと。その記載をしていただくと。大体65歳以上のひとり暮らしの高齢者宅とかそういうところをお願いをしてるというお話を伺っております。

カードのほうには、A4判の厚紙で、赤の枠といいますか、ちょっと目立つような形をつくっております。御紹介のカードについては、プラスチック、ビニールの容器に冷蔵庫に入れて保管をするという形の御案内がありました。この社協のほうで取り組まれているものについては、厚紙でつくってありまして、上のほうに穴が開いて、

それをひもでつるして、家の中入るときのわかりやすいところにつるしておくというやり方のものがございます。

記載されている情報等についてもほとんど差はありませんが、先ほどの主な疾患とか、お薬とかというものについての記載はちょっとないようです。ただ、これについては基本的には医療情報カードについては御本人さんなり、家族なりが記載をしていただくということになるかと思いますが、お薬関係とか、通院とかについてはちょっと変わったりすることがあるので、そのあたりの対応についてどういうふうなことをやったほうが一番いいのかとか、そのあたりも社協さんのほうに項目追加をお願いする際には相談をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

○溝口 誠議員

カードで記入をされてるということでもありますけど、カードの場合はそれを所持とか、そこにあるのがわかればいいんですけども、いざというときにそういう活用できない場合もありますので、極力活用できるような体制、緊急時には絶対必要ですので、それができるように、そして65歳以上というたらもう莫大な数ですので、絞り込んで、特にひとり暮らしの方、今言いました身体的に障がいのある方、こういう方を優先して、そんなに数は多くありませんので、そこら辺の方をまず優先をして対応をしていただければ非常にいいのではないかなと、そういう細かな点にちょっと配慮をお願いをしていただきたいということで御検討をお願いします。

そしてまた、次の4点目ですけど、農業の6次産業化の取り組みについて伺います。

3月の議会で、町長のほうから、この6次産業化について研究会的なものを立ち上げるということで伺いました。それから約6カ月たちました。取り組みについてどうされていますでしょうか。町長のほうからよろしくをお願いします。

○田島健一町長

6次産業化の取り組みについてお答えを申し上げたいと思います。

研究会と申しますか、これについては私が町職員の皆さんに指示をいたしまして、関係部局の人たちが集まって、研究、検討を始めているわけでございます。5月中旬に町職員だけで百姓元気プロジェクト会議というものを立ち上げて、町として支援可能な施策の検討を行うために、推進計画書の案を現在作成中であります。この計画書案は、今後立ち上げるところの仮称でございますけども、6次産業活性化委員会というのを今後立ち上げていきたいと思ってるわけでございますけども、これの意見等を最終的に踏まえ、策定をすることといたしております。

この仮称である6次産業活性化委員会というものは、今後10月以降ぐらいに設置を目指し、現在準備を進めているところでございまして、設立後は、先ほど言いました百姓元気プロジェクト会議、町職員で会議を持っておりますけれども、これと、先ほどの立ち上げる6次産業活性化委員会、それともう一つは、既存の白石町特産物PR推進協議会、この3つの会議、協議会が連携して、今後6次産業の推進を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

この6次産業計画推進計画と百姓元気プランプロジェクトということで発足をされて検討されておりますけども、特にその答申を受けて、10月に6次産業活性化委員をつくるということでございます。この委員の構成について、どういう人たちを構成委員とするのか、また人数はどのくらいなのか、そこら辺をお知らせいただきたいと思っております。

○赤坂隆義産業課長

活性化委員会のメンバーの人選や人数はということでございますけど、活性化委員会につきましては、町の6次産業の確立に向けましたかじ取り役というふうに位置づけております。組織といたしましては、学識経験者、専門的有識者、農林水産業の従事者、商工業の従事者、食育改善団体等で、10名以内ぐらいを考えております。学識経験者、専門的有識者につきましては、大学の講師の先生方や、また県の職員等を考えております。また、各産業分野の従事者につきましては、農林水産業を初め商工業関係を考えております。また、町の食育改善団体からも推薦をいただくようにしております。

いずれにいたしましても、6次産業化の推進につきましては、消費者目線で取り組むことが重要というふうに考えておりますので、そういった意味からも女性の目線は必要不可欠だというふうに考えております。それで、委員会の構成の約半分ぐらいにつきましては、女性の方をお願いしたいなあとというふうにも考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

このプロジェクトチームと、それから活性化委員と特産物協議会、この3つがしっかり力を合わせて取り組んでいただきたいと思っております。

特にこの活性化委員会の中の人選ですけれども、ありきたりの人選ではなくて、少々型破り、常識外れというんですか、そのくらいの意見が出るぐらいの委員会じゃないと、この6次産業化というのはなかなか僕は進んでいけないと思っております。既存の物の考え方では破れないと思っております。そういうことで、幅広い中からちょっと枠を外れてもいいぐらいのそういう人選をぜひしていただきたい。その中からしっかり活性化に向けて6次産業化できるようにひとつ推進をお願いしたいと思います。もうとにかく10月からスタートをするということで、本当に我が地域の地域産業の根幹でありますので、どうか推進のほう、町長さんを中心にひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○白武 悟議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。
あすも一般質問となっております。
本日はこれにて散会いたします。

15時13分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月18日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 溝 口 誠

署 名 議 員 大 串 武 次

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭